

市民の企画提案による協働のまちづくり事業 審査要領

1 目的

この要領は、市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく審査委員会の審査等について必要な事項を定めるものとする。

2 審査基準等

審査区分、審査項目、採点基準等は次のとおりとする。

(1) 審査区分

審査は、募集区分ごとに行うものとする。

(2) 審査項目、審査内容及び配点（自由型・テーマ型共通）

審査項目	審査内容
事業の妥当性	①事業の必要性 公共的課題や市民ニーズ等についての現状が的確に把握されているか。 (配点：10点)
	②事業の効果 事業の目的や効果、事業内容は、市民サービスの向上につながり、他の地域、団体等への波及効果等が期待できるものと認められるか。 (配点：10点)
	③具体性、実現性 事業内容、スケジュール等は具体的で、実現可能な提案内容であるか。 (配点：10点)
	④適正な予算 事業内容に照らして適正な予算の積算がされているか。 (配点：5点)
	⑤資金確保の工夫 団体による資金確保の工夫が認められるか。 (配点：5点)
	⑥発展性、継続性 事業の継続・発展について、次年度以降の取組予定も含めて、最終的な到達点に至るまでのプロセスや、継続に必要な経費の確保等に関する長期的な計画性が認められるか。 (配点：10点)
協働の内容	⑦協働の必要性和効果 事業目的達成のための団体と市との協働の必要性が明確で、協働することにより、それぞれが単独で行うよりも事業効果が高まると認められるか。 (配点：10点)
	⑧役割分担の妥当性 団体と市との役割分担が明確で、相互の特性を生かした妥当なものであるか。 (配点：10点)
	⑨団体と市との連携 団体と市とが共通の認識をもち、連携して協働事業に取り組むことが期待できるか。 (配点：5点)
団体の状況	⑩事業実施能力 提案団体には事業実施に必要な知識、技術、体制等があり、効率よく事業を実施できると認められるか。 (配点：5点)

(3) 採点基準等

審査項目ごとの配点に応じて、次の基準により5段階評価又は10段階評価とし、1人80点満点により採点を行う。

また、審査により同点の事業があった場合は、審査委員の協議により順位を決定する。審査委員は各事業の事業内容等に対し意見を付すことができるものとする。

点 数	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
	10~9 点	8~7 点	6~5 点	4~3 点	2~1 点
評 価	特に 優れている	優れている	普通	あまり 良くない	良くない

(4) 審査の参考

審査委員会は、実施要綱第9条により指定された提案事業の担当部署から、当該提案事業を実施するとした場合の課題点及び意見を徴し、審査の参考とするものとする。

3 審査結果の報告

審査委員会は、審査結果に各事業に付された審査委員の意見を添えて市長に報告するものとする。